

## クレール平田農産物直売所運営協議会規約

### (名称及び事務局)

第1条 この会は、クレール平田農産物直売所運営協議会（以下「本会」という。）といい、事務局は海津市産業経済部農林振興課に置く。

### (目的)

第2条 本会は、道の駅クレール平田農産物直売所（以下「直売所」という。）において、自らが生産した農産物を消費者に供給することを目的とする。このため新鮮で良質、安全な農作物の供給に励み、農業の活性化と消費者とのふれあいの場づくりを目指し、担い手となる経営体の確保と育成とともに海津市の活性化を図る。

2 農産物とは、花木・苗等を含む。

### (会員)

第3条 本会の会員は、海津市に住所を有し、本会の目的に賛同した者とする。

2 本会への入会は、事務局に入会届を提出し、役員会にて承認する。

### (加入、継続、脱会)

第4条 本会への加入については、随時加入を認め、申し出がなければ毎年継続する。

2 会員は申し出により、申し出た月の末日をもって脱会とする。

### (除名・出荷停止)

第5条 会員が本会の事業を妨げる行為をしたとき、又は、本会の取り決め事項に著しく外れる行為をしたときは、当該会員を事情聴取し、役員会の議決を経て除名又は出荷停止等の処置を講ずることができる。

2 除名及び出荷停止等の処置を講じたときは、その理由を明らかにし、会員に通告する。

### (組織)

第6条 本会の円滑な運営を図るため、地区単位に支部を置く。但し、会員の数が少数地区においては、複数地区を支部とすることができる。

2 各支部を7支部とし、当該支部より支部長を選任する。

3 支部長は、支部を統括し会員の意見を集約する。

4 支部長は役員を兼ねることを阻まないこととし、任期は特に定めない。

5 各支部に数名の連絡員を置く。支部長が連絡員を兼ねることは阻まない。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。役員は各支部長の互選とする。

会 長	1 名
副会長	2 名
会 計	1 名
会 計 監 査	3 名

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 会計は、本会の会計を処理する。
- 4 会計監査は、年度内に1回以上の監査を行い、その結果を総会に報告しなければならない。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。但し、補欠の役員の仕事は前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第10条 本会の役員に1年間の仕事を支払うものとする。

会 長	10,000円
副会長	5,000円
その他の役員	2,000円

(総会・役員会)

第11条 総会は、年1回とし会長が招集する。

- 2 総会の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 役員会は、会長が必要と認めたとき随時開催する。
- 4 総会及び役員会は、会員又は役員の仕事の過半数の出席(委任状提出者を含む)により成立するものとする。
- 5 総会及び役員会の仕事は、出席者の過半数をもって決定とし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(事業年度)

第12条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

(経費)

第13条 本会の経費は、会員の入会費、年会費、助成金、その他の収入をもって充て

る。

(入会費)

第14条 本会への入会金は、3,000円とする。

2 入会金は、いかなる場合も返却しない。

(会費)

第15条 会員の会費は年額2,000円と、前年(1月～12月)売上の0.2%とし、1年分を5月末日までに収めるものとする。但し、10円未満は切り捨てる。

2 年会費は、年度途中で退会する場合においても返却しない。

(栽培・加工履歴)

第16条 本会第2条の目的に適合した農産物を出荷するときは、安心、安全な農産物を消費者に販売するため、自らが生産したすべての農産物の栽培履歴書を提出した農産物しか出荷できない。

2 農産物加工品については、自らが生産し加工した品又は、当該加工品に関与した加工履歴書を提出した品しか出荷できない。

(出荷手数料)

第17条 出荷物は、直売所への委託販売とし、市で定める手数料精算方法とする。

2 出荷手数料は、販売価格(消費税を含む)の10%とする。

3 仕入れた農産物をそのまま出荷する場合(取り売り)の販売手数料は20%とし、仕入加工品(花木・切花を含む)を出荷する場合の販売手数料は10%とする。

(その他)

第18条 この規約が定めるもののほか、出荷物取扱い等必要な事項は規程で定める。

附 則

この規約は、平成11年9月22日より施行する。

附 則 (平成13年3月26日)

この規約は、平成13年4月1日より施行する。

附則 (平成14年3月28日)

この規約は、平成14年4月1日より施行する。

附則 (平成16年6月16日)

この規約は、平成16年4月1日より施行する。

附則

この規約は、平成17年3月28日より施行する。

なお、第18条の適用は平成17年4月1日からとする。

附則

この規約は、平成25年4月1日より施行する。

附則 (平成29年11月16日)

この規約は、平成29年11月25日より施行する。

なお、第7条から第10条までの適用は平成30年4月1日からとする。

附則 (平成30年9月12日)

この規約は、平成30年9月13日より施行する。